

健康・医療データWGにおける検討事項

情報信託機能の認定指針の見直しに向けた検討

- 「指針Ver1.0」では、関係者からのニーズが高い金融データや、認定の対象外としていた要配慮個人情報のうち、健康・医療データの利活用について検討を行うため、重点分野に特化したWGを設置。
- WGにおける議論を踏まえ、検討会において指針の見直し（「指針Ver2.0」の策定）に向けた検討を行う。

情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会

以下を踏まえ、指針の見直しに向けた検討を行う

- 金融データWG及び健康・医療データWGでの議論
- 情報信託機能活用促進事業(30年度予算)における実証事業
- その他、個人情報の活用を巡る状況の変化 等

金融データWG

- 決済データを利活用した新たなサービス
- 金融分野の情報銀行のユースケース
- QRコードによるモバイル決済の実証に係る体制、内容等

【想定メンバー】

有識者、金融機関、決済事業者、関係団体、関係省庁

健康・医療データWG

- データの分類
- 期待されるユースケース
- 健康・医療データを扱う場合のルールの検討

【想定メンバー】

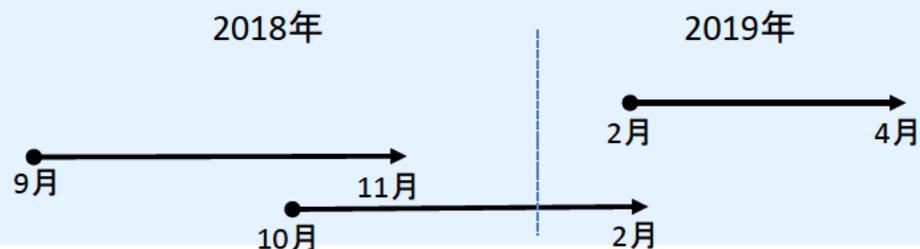
医療関係者、関係省庁、有識者

<スケジュール(想定)>

・親会

・金融データWG

・健康・医療データWG



本ワーキンググループにおける検討事項(案)

(WGの目的)

- 「情報信託機能の認定に関する指針ver1.0」では、健康・医療データを含む要配慮個人情報については認定の対象外とし、その扱いについて継続して慎重に議論していくこととされた。
- 本WGでは、指針の見直しに向けて、情報銀行の仕組みにおける健康・医療データの適切な取扱いについて重点的に検討を行う。

(議論の進め方)

- 認定対象への追加の是非を検討するにあたり、以下の手順で議論を進める。
 - ① 情報銀行において取り扱うことが適当なデータの範囲
 - ② 当該データを取り扱うに当たり追加的に必要となるルール(要件)

検討にあたって考慮すべき事項(案)

(健康・医療分野での情報銀行のユースケース)

- ・ 情報銀行のユースケースとはどのようなものか。個人の利益とは何か。
- ・ 医療情報が、個人の利益に資するとは言いえないサービスに利用される恐れはないか。
- ・ 地域医療情報連携ネットワークや地域包括ケアシステムなどとの関係。

(個人/情報銀行による医療情報の理解)

- ・ 個人/情報銀行は、医療情報の中身や、その提供により生じうる影響について理解できるのか。
- ・ 本人が十分に理解できなければ、個人情報に対する「本人のコントロール」が確保できているといえないのではないか。
- ・ 医療情報の中には、外部の者が見ることを前提に作られていない情報もあるのではないか。

(情報銀行で取り扱うデータ)

- ・ 医療情報の中でも、不適切な取扱いがされたときの個人への不利益が特に大きいデータとそうでないものがあるのではないか。
- ・ 医療情報には、医療従事者に関する個人情報が含まれている場合もあるのではないか。

(その他)

- ・ 次世代医療基盤法の認定事業者との関係の整理が必要ではないか。

健康・医療分野の要配慮個人情報について①（関連法令等）

● 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項

この法律において「**要配慮個人情報**」とは、本人の人種、信条、社会的身分、**病歴**、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見**その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報**をいう。

● 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第2条

法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（**本人の病歴**又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 一 （略）
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための**健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果**
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して**医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと**。
- 四～五 （略）

● 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日 個人情報保護委員会 厚生労働省）【抜粋】

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法第2条第3項、令第2条及び規則第5条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。なお、**医療機関等及び介護関係事業者において想定される要配慮個人情報に該当する情報とは、診療録等の診療記録や介護関係記録に記載された病歴、診療や調剤の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た診療情報や調剤情報、健康診断の結果及び保健指導の内容**、障害（身体障害、知的障害、精神障害等）の事実、犯罪により害を被った事実**等が挙げられる**。

➡ 要配慮個人情報として、**病歴**のほか、**診療情報**、**調剤情報**、**健康診断等の結果**、**保健指導の内容**等が具体的に示されている。

健康・医療分野の要配慮個人情報について②（具体的なデータ）

	診療情報			調剤情報				健康診断等の結果							保健指導内容	病歴
文書等	診療記録等 (診療録等)	診療報酬明細書(レセプト)	処方せん	調剤録	調剤報酬明細書(レセプト)	薬剤情報提供文書	お薬手帳	定期健診結果	特定健診結果	妊婦健診結果	乳幼児健診結果	学校健診結果	遺伝子検査結果	その他検査結果(人間ドック等)	保健指導記録等	各種文書(介護記録等)
データの例	<ul style="list-style-type: none"> 傷病名 既往症 原因 主要症状 経過 検査 処置 処方 手術、麻酔、輸血、移植 入退院、食事、リハビリ 検査結果 病理レポート 看護サマリ 退院時サマリ 等 	<ul style="list-style-type: none"> 傷病名 投薬 処置 手術 等 	<ul style="list-style-type: none"> 薬名 分量 用法 用量 等 	<ul style="list-style-type: none"> 薬名 分量 調剤量 等 	<ul style="list-style-type: none"> 処方薬名 分量 用法 用量 数量 等 	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤名 形状 用法 用量 効能 効果 副作用、相互作用 等 	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤名 用法 用量 (自己入力のアレルギー情報等) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 既往歴、業務歴 自覚症状、他覚症状の有無 検査結果(身長、体重、腹囲、BMI、視力、聴力、胸部X線、血圧、肝機能、血中脂質、血糖、尿、心電図) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 既往歴 自覚症状、他覚症状の有無 検査結果(身長、体重、腹囲、BMI、血圧、肝機能、血中脂質、血糖、尿) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 健康状態 検査結果(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿化学検査(糖・蛋白)、体重、身長) 保健指導内容(妊娠中の食事、生活上の注意事項等) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 身体発育状況 栄養状態 疾病、異常の有無(脊柱、胸郭、皮膚、歯、口腔) 障害の有無(四肢、言語) 精神発達の状況 予防接種実施状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> 身長 体重 栄養状態 疾病、異常の有無(脊柱、胸郭、眼、耳鼻咽喉頭、皮膚、歯、口腔、心臓、四肢、結核) 視力 聴力 尿 等 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の遺伝型 遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果 等 	<ul style="list-style-type: none"> 各検査による 	<ul style="list-style-type: none"> 数値の増減(胸囲、体重、血圧) 生活習慣の改善状況(栄養・食生活、身体活動、喫煙) 指導の種類 等 	<ul style="list-style-type: none"> 病歴
発生場所	病院、診療所	病院、診療所	病院、診療所	薬局	薬局	薬局	薬局	健診センター等	健診センター等	病院、診療所、助産所	保健センター等	学校、診療所等	検査機関等	検査機関等	健診センター等	各々
保管場所	病院、診療所	病院、診療所、保険者	病院、診療所、薬局	薬局	薬局、保険者	薬局、本人	薬局、本人	保険者、事業主、本人	保険者、事業主、本人	病院、診療所、本人	自治体、本人(親)	学校、教育委、本人	検査機関等、本人等	検査機関、本人等	保険者等	各々
本人への提供	しない(開示請求あり)	しない(開示請求あり)	する(一時的)	しない(開示請求あり)	しない(開示請求あり)	する	する	する	する	する	する	する	する	する	しない	各々
その他	本人の氏名、住所、生年月日等の個人情報があわせて記載されていることが一般的															
	医師名等も記載	医療機関名、所在地、医師名等も記載	薬剤師名等も記載	薬局名、所在地、薬剤師名等も記載	薬局名等も記載	健診施設名等についても記載										指導責任者名等も記載

※1: 関係法令や各種公表資料をもとに総務省作成

※2: 国や関係団体・学会等のデータベースにこれらの情報が保管されていることがある。

情報銀行と次世代医療基盤法の認定事業者の比較

	情報銀行 (現行の「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」による)	認定匿名加工医療情報作成事業者
概要	<ul style="list-style-type: none"> 本人の予め同意した条件等に基づき個人情報情報を他の事業者へ提供し、個人へのサービス提供等、本人に直接または間接的に便益のある事業に利用するもの <p>※情報銀行から認定匿名加工医療情報作成事業者に対しデータを提供することも考えられる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療情報を特定の個人を識別することができないように匿名加工した上で、医療分野の研究開発に資する目的の範囲内において利用する事業者へ提供するもの
データの取得及び本人同意	<ul style="list-style-type: none"> 個人に関する情報の管理等を、本人が情報銀行に委任する(データを保有する者が、個人の指示に基づき、情報銀行にデータを移行する場合もある) 情報銀行による個人情報の第三者提供及び提供先での利用目的に係る条件について、情報銀行が本人からあらかじめ同意を取得する(オプション) 	<ul style="list-style-type: none"> 医療情報取扱事業者が、認定匿名加工医療情報作成事業者へ医療情報を提供する 医療情報取扱事業者は、提供の目的、提供する情報の項目、提供の方法、提供の停止方法等一定の事項をあらかじめ本人に通知し、本人が提供を拒否しない場合、認定事業者に対して医療情報を提供することができる(オプトアウト)
第三者に提供するデータ	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報を含む情報(特定の個人を識別できる) 	<ul style="list-style-type: none"> 匿名加工医療情報(特定の個人を識別できない)
提供先での利用目的の制限	<ul style="list-style-type: none"> 個人が事前に同意した利用目的 直接または間接的に個人に便益が還元される 	<ul style="list-style-type: none"> 医療分野の研究開発に資すること

※表内の用語は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号)」による